市営住宅(空家)入居申込案内書

申込受付期間

2025年11月4日(火)午前9時00分

~2025年11月28日(金)午後4時00分

抽選日

2025年12月1日(月)午前10時00分~

入居可能日

2026年 1月 7日(水)

募集戸数

4戸 (間取り 3DK)

●<u>必ず入居案内書をよくお読みになり、内容を理解した</u> うえでお申込みください。

江 南 市

【募集の概要】

○募集戸数 **4戸** 間取り 3 D K (6・6・6 D K)

〇募集住宅 市営山王住宅 $1 \overline{p}$ (2 $\mathbf{B}: 1 \overline{p}$)

市営力長住宅 1戸(4階:1戸)

市営東野住宅 2戸(4階:2戸)

(※全ての住宅でエレベーターは設置していません。)

○家賃月額 23,400円 ~ 48,400円

○敷 金 家賃の3ヶ月分

※応募者多数の時は公開抽選の方法により、**募集住宅区分ごとに仮当選者**を決定し、 後日行われる入居資格本審査に合格した方を**入居決定者**とします。また、その他に **補欠者**を決定します。(補欠者の順位は抽選により決定します。)

※今回の募集で入居者の決まらなかった住宅は、後日、受付順での入居者を募集します。

○申込受付 **2025 年 11 月 4 日**(火)~ **11 月 28 日**(金)

期間及び

受付場所 江南市役所 3 階 都市整備部 建築課

午前9時00分から午後4時00分まで

(土曜・日曜日・祝日や、郵送・メールでの受付けはしておりません。)

○ 公開抽選日 **2025 年 12 月 1 日** (月) 午前 10 時 00 分~

及び

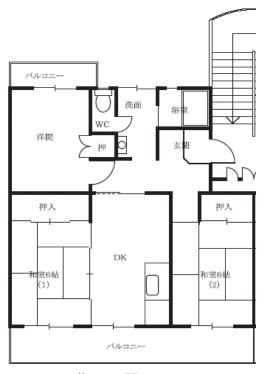
抽選場所 江南市防災センター3階 救護室

○入居可能日 **2026 年 1 月 7 日** (水)

- ・市営住宅に申込むためには、収入基準を始めいろいろな資格に適合することが必要となりますので、この「案内書」を最後までよくお読みになったうえでお申込みください。
- ・申込資格の有無は、すべての書類を提出いただいてから最終的に判断します。
- ・退去時には退去修繕費の支払いが必要です。退去修繕費には畳の表替え・ふすまの張替えが含まれます。
- ・賃貸借契約締結の際に連帯保証人は不要となります。 (ただし、緊急連絡先カードの提出は必要となります。)

○市営住宅の概要

名称	構造	建設	棟数	小学校区	住所
, H.1.3.	IH C	年度	戸数	中学校区	12771
市営山王住宅	鉄筋 コンクリート造	平成 3~6	4 棟	古知野東小学校	江南市山王町
применто	4 階建	年度	64 戸	古知野中学校	新田55番地
市営力長住宅	鉄筋 コンクリート造 4 階建	平成 7~8 年度	2 棟 48 戸	布袋北小学校布袋中学校	江南市力長町 観音寺19番地
市営東野住宅	鉄筋 コンクリート造 4 階建	平成 9~10 年度	2 棟 40 戸	古知野西小学校西部中学校	江南市東野町 鐘鋳山24番地



住戸 間取り図

 (表)

 ※ 受 付 番 号
 ※申込み区分
 ※優先入居
 ※減
 免付者 目

 第 号
 新築・空家
 有 ・ 無
 有 ・ 無

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

江南市長

ふりがな こうなん たろう 氏名 江南 太郎

市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを 無効とされても異議を申しません。

入居	の 望	入 居 市営	希 :		宅	*	抽選番	号	※ 順	位	*	住	宅	名	*	住宅の	番号
114						住	所	٤)	いりがな)						連	各 電	話
申込者の 在の信 所		郵便番号 こう 江 i	なんしあ	3 — 8 7 かどうじ [†] r 童 子	 ちょうお:	おぼり9 堀 9 C	0ばんち)番地					荘		号)58 54- 呼出し	-11	1 1 方
-t- >tw				名	称					所	在				電	- >	話
申込者勤務		江南市往	设所 者			課		江南	111/0/1	基絡する場 なず記入し			すの	で「)58 54- 線	-11	1 1
			氏 個 人	番 号			続柄	生生	手月日	年齢	職業(勤務先	=)	※ 過	去1年	間の別	行得額
		江南					本人	S 6 2	2 • 4 • 9	3 8	会社	∯ N		(H.)	\1 \1 \1	* 77 ~ 101	円 一 TRI
入 居 居	i]	234 5678 9 江南 	花子				妻	Н1•	5 · 2	3 6	パー	F	/	よう	とする	る 発族 i・生年	全員の
者の親		江南 678 9012 3	一郎				子	R 2 ·	1 · 3	5	幼児			年齢 (<mark>申込日現在</mark>)・職業を記入して下さい。			さい。
族が裁り	·) 見								•					は、	続柄欄	で婚約。 『 へ「婚 こ下さい	約者」
	(愛知 〕 7890 1234					婚約者	нз.	5 • 18	3 4							<u> </u>
特別控制 該当者 (数	除	障害者の領(うち特別	数 障害者	・ の数) 人)	老人	扶養親	見族の数 人	扶養	親族(16 歳	遠以上 23	歳未満) の数 人	ひ	とり親	の数人	寡婦	iの数 人
※所	得				辰替分	※特		額計	※特別	控 除 額	計 ※			額		į	考
住宅の 状 汎		持家 民 社宅 公 借間 寮 その他(間借家 営住宅	公団住	プパー 〕		2) 家賃 3 遠距	(1人当	áたり (月額6万 j(片道	が円) 6 分) 7	他の世立退き	要求を (挙式	司居			1)	
		き時必要書 婚約中の		ス坦今に	あって	~1+ #											

- 1 婚約中の者がいる場合にあっては、婚約を証する書類
- 2 同居しようとする親族以外の扶養家族がいる場合にあっては、その者についての扶養を証する書類
- 3 所得のある者についての所得を証する書類(所得証明書等)
- 4 特別控除該当者のうち、老人扶養親族、扶養親族(16 歳以上 23 歳未満)、ひとり親又は寡婦がいる場合にあっては、その者が特別控除該当者であることを証する書類
- 5 特に必要がある者については、前各号のほかその都度指示する書類

[※]欄は記入しないでください。

「申込資格」

- 1 現に同居し、又は同居しようとする親族等があること。
 - ① 親族とは民法上の親族を意味します。(内縁関係にある方、婚約者、江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用者を含む。)
 - ② 単身者の方は、申込みできません。
 - ③ 内縁関係にある方は、住民票に「妻(未届)、夫(未届)」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことを確認できる場合は申込みできます。(「同居人」の場合は申込みできません。)
 - ④ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例:夫婦を分割しての申込み

例:兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み

例:ほかに扶養義務のある親族と同居する申込み

例:祖父母と扶養関係のない孫との申込み

例:おじ、甥、いとこ等との申込み

例:友人、知人同士での申込み

例:江南市パートナーシップ宣誓制度で宣誓したパートナーを分割しての申込み

- ⑤ 市が定める入居可能日から 15 日以内(婚約者は、3ヶ月以内)に入居申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。
- ⑥ 出生や死亡の場合を除き、申込み後の同居親族の変更や、婚約者の変更があった場合は申込みを 無効とします。(死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。)
- **2 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。**(13 ページ~16 ページをご覧下さい。)
 - ① 申込日現在での、申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象となります。
 - ② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。
- 3 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者本人及び同居予定者の中に持家(自家所有者)の方がいる場合は申込できません。 (売却や差し押え等により、入居可能日までに持家(自家所有者)でなくなることが証明できる場合を除く。)

- **4 申込者(同居親族を含む)が都道府県市町村民税を滞納していないこと。**(市県民税の申告がされ納税されていること。)
- 5 申込み受付開始日の前日において、<u>江南市内に住所を有するか、又は江南市内の事業所等に勤務し</u> ていること。
- 6 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規 定する暴力団員をいいます。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

「申込方法]

入居申込書に必要事項を記入し、必要書類(下記)を添付のうえ、受付場所に直接ご持参ください。

- ① 申込みは、必ず申込者本人かご家族の方が受付け場所におこしください。
- ② 郵送による申込みは、いかなる理由にかかわらず一切取扱いません。

※ご家族の方が申込される場合、委任状が必要となる場合があります。詳しくは「個人番号記入における留意事項」をご参照ください。

「申込に必要な書類」

市営住宅入居申込書

誓約書(該当する場合)

- ・市**営住宅抽選結果通知書(郵便番号、住所、氏名を記入し、85 円切手を必ず貼って下さい。**) (市営住宅抽選結果通知書につきましては、市役所建築課に用意してあります。)
- ・マイナンバーカード (入居される方全員分のマイナンバーカードが必要です。) (通知カードの場合は、該当される方の身分証明書をお持ちください。)

「選考方法]

公開抽選の方法により仮当選者及び補欠者を決定します。

- ① 抽選結果につきましては、「市営住宅抽選結果通知書」にて郵送で通知します。
- ② 抽選結果を早く確認したい方や、抽選に参加したい方は、抽選日に会場までおこしください。
- ③ 抽選結果につきましては江南市ホームページの建築課のページでも確認できます。
- ④ 抽選結果についての電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

「入居資格本審査及び入居説明」

公開抽選により仮当選された方には、市営住宅抽選結果通知書にて入居資格本審査及び入居説明のための日時を連絡しますので、必ず本人又はご家族の方が必要書類(10~12ページ参照)を持参の上、ご出席ください。

「入居決定通知」

入居説明のときには、**敷金(家賃額の3ヶ月分)**の納付書及び**市営住宅賃貸借契約書**をお渡ししますので、指定された期日までに敷金の納付及び賃貸借契約書の作成をしてください。なお、納付された敷金については無利子とし、退去するときに還付いたします。

「資格の喪失〕

次の方は、受付後であっても入居の資格を失います。

- ① 受付後において、申込資格(4ページ参照)がないことが判明した方
- ② 受付後において、重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方
- ③ 受付後において、同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く)や婚約者の変更があった方
- ④ 受付後において、住所や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方
- ⑤ 指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書の作成をされない方
- ⑥ 正当な理由がなく、事前に連絡せずに入居説明を欠席された方
- ⑦ 入居可能日から 15 日以内に申込み家族全員が入居できない方(婚約者は 3 ヶ月以内)

[共益費等]

市営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。

- ① 電気・ガス・水道等の使用料。
- ② 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用。
- ③ 畳表の取替、襖の張替等の退去修繕費用。
- ④ 汚物等の処理に関する費用。(排水管の清掃費等を含む)
- ⑤ 共用部に設置されている設備を使用するための費用。 (階段灯街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料、集会所の維持管理費用等)
- ⑥ 共用敷地の清掃及び樹木・草花を手入れするための費用。
- (7) その他消耗品等の取替え、修繕費用。
- ⑧ 自治会費等に類する費用。

[注意事項]

- ① 家賃は、必ず納付期限までに納付してください。**家賃を3ヶ月以上滞納されますと、住宅を明け 渡していただきます。**
- ② 毎年収入申告書により入居者全員の収入金額を申告していただきます。収入調査の結果「収入超過者」に認定された方は、住宅を明け渡すよう努める義務が発生します。又「高額所得者」に認定された方は、住宅を明け渡していただくことになります。
- ③ 犬・猫等のペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることになりますので、飼育は固くお断りしております。申込みに際しては、その点を十分ご留意いただき、良好な共同住宅環境で生活できるようご協力ください。(盲導犬等特別な事情がある方は除きます。)
- ④ 住宅には、多数の方々が入居されております。市営住宅は鉄筋コンクリート造の共同住宅ですので、階下への物音や、階上からの物音など伝わって聞こえてきます。快適な共同生活を円満に営むためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要となります。入居されましたら、明るく楽しい生活の場所としてくださるようお願いいたします。

「住宅の家賃について」

- ① 家賃は、同じ住宅でも入居される家族の合計所得額によって家賃は異なります。
- ② 毎年家族全員の収入の申告をしていただき、その収入により家賃を決定します。 (毎年家賃が、変わる場合があります。)
- ③ 家賃は住宅の建設されている地域、部屋の専用床面積、建設されてからの経過年数等により決定された「応益係数」と「家賃算定基礎額」を乗じた額です。

所得区分表

所得区分	所 得 月 額	家賃算定基礎額
1	104,000円以下	34,400円
II	104,000円を超え 123,000円以下	39,700円
III	123,000円を超え 139,000円以下	45,400円
IV	139,000円を超え 158,000円以下	51,200円

④ 下記条件に該当する世帯の方の、所得月額の上限が緩和されます。

ア. 心身障害者世帯

申込者本人又は家族の中(同居家族)に中度(B・3度)以上の知的障害、中度(2級)以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3第1款症の障害がある戦傷病者のいる世帯

イ. 原爆被爆者世帯

申込者本人又は家族の中(同居家族)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

ウ. 高齢者世帯

申込受付期間最終日現在で申込者自身が 60 歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の親族の方である場合

エ、引揚者の方

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯(引揚証明書の交付を受けている。)

オ、ハンセン病療養所入所者等世帯

申込者本人又は家族の中(同居家族)に平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

カ.子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯

所得区分表

所得区分	所 得 月 額	家賃算定基礎額
V	158,000円を超え 186,000円以下	58,500円
VI	186,000円を超え 214,000円以下	67,500円

<所得月額の算出のしかた(13~14ページ参照)>により算出された、所得月額を上記の所得区分表と比較し、所得区分を決定します。

その後、住戸ごとに決定している係数と、決定した所得区分に該当する家賃算定基礎額を、乗じた金額が家賃となります。

そのため、毎年家族の方全員の収入の申告をしていただくことになります。

収入の申告されない場合はその世帯の所得月額にかかわらず近傍同種家賃(民間賃貸住宅並の市場家賃)になります。

※ 所得月額区分、家賃算定基礎額、係数は毎年変わることがあります。

⑤ 入居後、公営住宅法に定める収入超過者になられた方の家賃制度について

公営住宅法に定める一定の所得月額以下の方、又は入居後 3 年を経過していない方は、本来の家 賃計算式による家賃となります。

入居後 3 年を経過し、公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は収入超過者と認定され、 家賃が割増しになります。収入超過者と認定された方につきましては近傍同種家賃(民間賃貸住宅 並の市場家賃)になる場合があります。

また、市営住宅に引き続き 5 年以上入居されている方で高額所得者に認定された方には、住宅の明渡請求をすることがあります。

6 家賃

1. <所得月額の算出のしかた(13~14 ページ参照) > により算出された、所得月額を 7~9 ページの所得区分表にあてはめ、世帯の所得区分を選定します。

所得区分表

所得区分	(家賃算定基礎額)×(応益係数)	家 賃 (下記別表参照)
I	34,400 × ★	(A)
II	39, 700 × ★	B
III	45, 400 × ★	©
IV	51, 200 × ★	D
V	58, 500 × ★	E
VI	67, 500 × ★	F

注 V、VIは7ページ④に該当する方

(百円未満切り捨て)

尚、応益係数は毎年変わります。

各住宅別家賃表

	*	(A)	B	©	(D)	Ē	F
市営山王住宅C棟	0.68159	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	46,000
市営力長住宅 A 棟	0.70561	24,200	28,000	32,000	36,100	41,200	47,600
市営東野住宅 A 棟	0.71480	24,500	28,300	32,400	36,500	41,800	48,200
市営東野住宅B棟	0.71791	24,600	28,500	32,500	36,700	41,900	48,400

「抽選後仮当選者及び補欠者が提出する書類〕

- 1 市内在勤を証明する書類(提出部数1部)
 - ・江南市に住所を有していないが、江南市内の事業所等に勤務している方は**勤務先での職場証明** 書(任意様式)を提出してください。
- 2 婚約中の方は下記の書類(提出部数各1部)
 - ・ 婚約証明書及び婚約入居の誓約書
 - ・ 婚約者で入居可能日までに退職する場合、婚約者の**退職予定証明書(入居可能日までに退職 証明書を提出してください)**
- 3 無職を証明する書類
 - ・最近退職された方は**離職票の写し**、又は**退職証明書**を提出してください。
- 4 収入を証明する書類
 - ・ 11 ページの < 収入を証明する書類区分表 > より**該当する書類を提出**してください。(**収入のある方全員の収入を証明する書類を提出してください。**) ただし、市区町村発行の所得証明書の 提出は必要ありません。
- 5 次に該当する方は、戸籍謄本
 - ・ 両親が死亡し、**兄弟姉妹**で申込みする方
 - ・ 父子世帯・母子世帯で申込みする方
 - ・ 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みをする方
 - ・ 内縁関係等で申込みする方
- 6 市県民税の納税証明書
- 7 その他
 - ・ 別居中の親(子)世帯と同居する申込みの方は、同居人の誓約書
 - · 心身障害者の方は、**障害を証明する手帳の写し**等
 - ・ 離婚調停中の方は、裁判所発行の**事件証明書**等
 - ・ 持家処分により申込みされる方は、不動産媒介契約書、又は競売開始の証明書等
 - ・ 現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、**賃貸契約書の写し**又は**家賃の 支払い済証明書**等
 - ・ 江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者の方は、**宣誓書受領証明書の** 写し又は宣誓書受領証明カードの写し

8 誓約書

- (注) 1:書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出して いただきますのでご承知おきください。
 - 2:提出書類の内容等について、勤務先への照会等実態調査を行う場合がありますのでご承知おきください。
 - 3:補欠者が入居する場合にも上記の書類の提出が必要となります。

<収入を証明する書類区分表>

10 ページの [抽選後仮当選者及び補欠者が提出する書類] のうち、4 の収入を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類を**提出してください**。ただし、**市区町村発行の所得証明** 書の提出は必要ありません。なお、●印の書類が収入基準の審査対象となります。

申	収入を証明する書類	市区町村	給与支給証明書	月別明細	最近の年	又は	年金改定通知書	開業届の	転職を証	(退職証明書	扶養を証
込		発行の所	証明書	書	一金振込通	76	通知書の	の控え	転職を証明する書類	明書・廃業届	証明する 書類
者		市区町村発行の所得証明書			の年金振込通知書等の写		の写し	(税務署受理印要)	類	•	類
X	現在の状況				Ĺ			印要)		卒業証明書の写し等)	
	就職時期等により提出書類が違いますの									等)	
分	でご注意ください。										
給	前年1月1日以前から現在の勤務先に引き										
	続いて勤務している方										
与	前年1月2日以降に就職(転職)し申込日ま	0									
所	でに1年以上経過している方										
771	前年1月2日以降に就職(転職)し申込日ま	0)	
得	での勤務期間が1年未満の方										
٠.,	最近まで主たる収入者の扶養家族になって										
者	おり、最近就職した方										
自	前年1月1日以前から引き続き営業してい	•									
営	る方										
白	前年1月2日以降に営業開始し、申込日まで	0		•				\circ			
業	に1年以上経過している方 前年1月2日以降に営業開始し、申込日まで										
٠.,	削年1月2日以降に呂耒開始し、甲込日まで	0		•				0			
者	最近まで主たる収入者の扶養家族になって										
等	おり、最近営業を始めた方			•				0			0
そ	年金受給者	0									
の											
他	失業中の方	●雇	用保险	食受給:	資格	者証	Eの ^達	呈し			

(注意)

• 給与支給証明書

1年以上勤務の方 一 現在の勤務先で申込む月の前月から過去1年間分の支給証明 (残業手当・賞与等を含む)

1年未満勤務の方 一 現在の勤務先で申込む月の前月から就職した月までの支給証明 (賞与の予定は含みません)

• 月別明細書(自営業者等に限る。)

前年1月2日以降に営業開始し 一 申込む月の前月から過去1年間分の所得を記入申込時までに1年以上の方

前年1月2日以降に営業開始し 一 申込む月の前月から営業開始までの所得を記入申込時までに1年未満の方

<収入基準の計算対象とならないもの>

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、 仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、 老齢福祉年金などの**課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません**。

[入居収入基準]

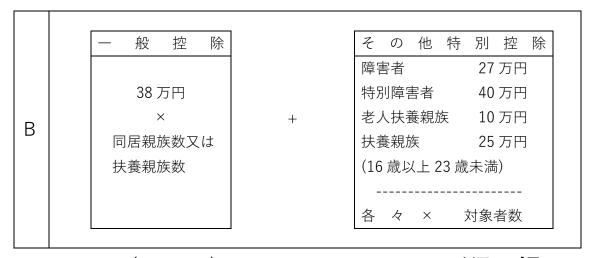
申込資格の収入基準は「所得月額」によって判定します。

- (1) 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。
- (2) 各々の年間総所得金額から基礎控除振替分(※1)及び個別の特別控除をし、合算します。
- (3) 合算した金額から一般控除額及びその他特別控除額を控除した後、12 で除し所得月額を算出します。

≪算式≫

		1		1						
			基礎控除		 個別の特	別物除				
	一一 同 心 / / 可 亚 积		振替分			27万円				
	給与所得者は表1	_	10 万円	_	ひとり親	35 万円				
_	により算出した額		※ 1		寡婦	27 万円				
A					※ 2					
	収入の有る	収入の有る方が2人以上いる場合には、上記の								
	算出で各々計算	算出で各々計算し(マイナスのときは0とする)、								
	出た金額を合算した金額									

- ※1 個人事業主(自営業者等)の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。
- ※2 ひとり親と寡婦の併用はできません。



(A - B) ÷ 12 か月 = **所得月額**

所得区分	所 得	月 額
I	104,000円以下	
II	104,000円を超え	123,000円以下
III	123,000円を超え	139,000円以下
IV	139,000円を超え	158,000円以下
V	158,000円を超え	186,000円以下
VI	186,000円を超え	214,000円以下

- V、VIに該当する世帯には一定の条件が必要となります。(7ページ参照)
- (注) 一般控除、特別控除については、16ページをご覧ください。

(表1・公的年金以外の場合)

(単位:円)

年間総収入金額		年間総所得金額	年間総収入金額	額	年間総所得金額	
1	~	0	1,628,000	~	(注) 4 × 0 6 + 100 000	
550,999		U	1,799,999		(注)A×0.6+100,000	
551,000	~	総収入金額-550,000	1,800,000	~	(注)A×0.7-80,000	
1,618,999		松以八並領-550,000	3,599,999		(,±)A ^ 0.7 = 80,000	
1,619,000	~	1,069,000	3,600,000	~	(注)A×0.8-440,000	
1,619,999		1,009,000	6,599,999		(注)A ^ 0.0 - 440,000	
1,620,000	~	1,070,000	6,600,000	~	総収入金額×0.9	
1,621,999		1,070,000	8,499,999		-1,100,000	
1,622,000	~	1,072,000	8,500,000~		総収入金額	
1,623,999		1,072,000			-1,950,000	
1,624,000	~	1,074,000	※ 小粉占り下は	-+π (1 t	全 ア	
1,627,999		1,074,000	※ 少数点以下は切り捨て 			

年間総収入金額

(表2・公的年金の場合)

(単位:円)

65歳未満	iの方	65歳以上の方		
年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額	
130 万未満	公的年金総収入	330 万未満	公的年金総収入	
130 万本画	- 600,000	330 万木/闽	-1,100,000	
130 万以上 410 万未満	公的年金総収入	330 万以上 410 万未満	公的年金総収入	
130 万以上 410 万木间	$\times 0.75 - 275,000$	330 万以上 410 万不凋	$\times 0.75 - 275,000$	
410 万以上 770 万未満	公的年金総収入	410 万以上 770 万未満	公的年金総収入	
410 万以上 110 万木间	$\times 0.85 - 685,000$	410 万以上 110 万木阀	$\times 0.85 - 685,000$	
770 万以上 1,000 万円未満	公的年金総収入	770 万以上 1,000 万円未満	公的年金総収入	
770万头上1,000万门木闸	$\times 0.95 - 1,455,000$	110 / 15人工 1,000 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	$\times 0.95 - 1,455,000$	
1,000 万円以上	公的年金総収入	1,000 万円以上	公的年金総収入	
1,000 万门以上	-1,955,000	1,000万万以上	-1,955,000	

⁽注)遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

「収入基準の計算例〕

例1. 収入を得ている方が2名いる場合(特別控除該当者あり)

夫 (申込者) (38 才): 自営年間所得金額 3,400,000 円

妻 (36 才): 給与年間収入金額 1,200,000 円

長男 (16 才): 学生 (扶養親族(16 歳以上 23 歳未満)控除)

長女 (5才):障害3級(障害者控除対象)

・表1により妻の年間総所得金額を算出 650,000 円

基礎控除振替分の 10 万円により 550,000 円

年間総所得金額 550,000 円

年間総所得金額の合計 3,400,000+550,000=3,950,000円

一般控除(親族控除) 380,000×3名=1,140,000円

その他の特別控除

(扶養親族(16 歳以上 23 歳未満)控除) 250,000×1 名= 250.000 円

その他の特別控除(障害者控除) 270,000×1名= 270,000円

{3,950,000-(1,140,000+250,000+270,000)}÷12 か月=190,833 円(所得金額)

所得区分VI

例2. 前年1月2日以降に就職又は転職した場合

夫 (申込者) (35 才): 転職して 8 か月でこの間の収入金額 2,500,000 円

(給与 2,400,000 円、賞与 100,000 円)

妻 (28才):無収入

長男 (7才):学生

・夫の年間総収入金額及び所得金額の算出

 $(2,400,000 \div 8 か月) \times 12 か月 + 100,000 円 = 3,700、000 円$

・表1により年間総所得金額を算出 2,520,000円

基礎控除振替分の 10 万円により 2,420,000 円

年間総所得金額 2,420,000 円

一般控除 (親族控除) 380,000×2名=760,000円

(2,420,000-760,000)÷12か月=138.333円(所得金額)

所得区分Ⅲ

例3・個別の特別控除該当者(ひとり親控除)がいる場合

母 (申込者)(30才):給与年間収入額 2,950,000円

長女 (8才): 学生

長男 (7才):学生

・表 1 により母の年間総所得金額を算出 1,983,600 円

基礎控除振替分の10万円により 1,883,600円

年間総所得金額 1,883,600-350,000(ひとり親控除)=1,533,600円

一般控除 (親族控除) 380,000 × 2 名 = 760,000 円

(1,533,600- 760,000) ÷ 12 か月=64,466 円 (所得月額)

所得区分 I

[収入計算で控除する金額]

区分	控除項目	控除対象者	控除額
	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき
般控除	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養 親族控除の対象として認められている方 (仕送りをしているだけでは扶養親族にならない場合があり ます)	38 万円
個別の特別	ひとり親控除	・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子(注 1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母(父)になった女子(男子)で、その者と生計を一にする子(注 1)を有し、合計所得金額が500万円以下の方	その人の所 得から 35 万円
の特別控除	寡婦控除	・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方	その人の所 得から 27 万円
その	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方身体障害者手帳3~6級精神障害者保健福祉手帳2・3級変護手帳3・4度療育手帳B・C戦傷病者手帳第4項症~第4目症	1人につき 27 万円
の他の特別控	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方身体障害者手帳1・2級精神障害者保健福祉手帳1級変護手帳1・2度療育手帳A戦傷病者手帳特別項症~第3項症被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者	1人につき 40 万円
除	扶養親族控除 16 歳以上 23 歳未満	一般控除対象者の中で年齢 16 歳以上 23 歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方(控除対象配偶者は除く)	1人につき 25 万円
	老人扶養 親族控除	一般控除対象者の中で年齢 70 歳以上の方で、収入のある方 の扶養親族と認められている方	1人につき 10 万円

- (ア)婚約者の方は同居親族に含みますが、胎児は含みません。なお、年齢は申込日現在での満年齢とします。
- 注1 この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養 親族となっていない人に限られます。

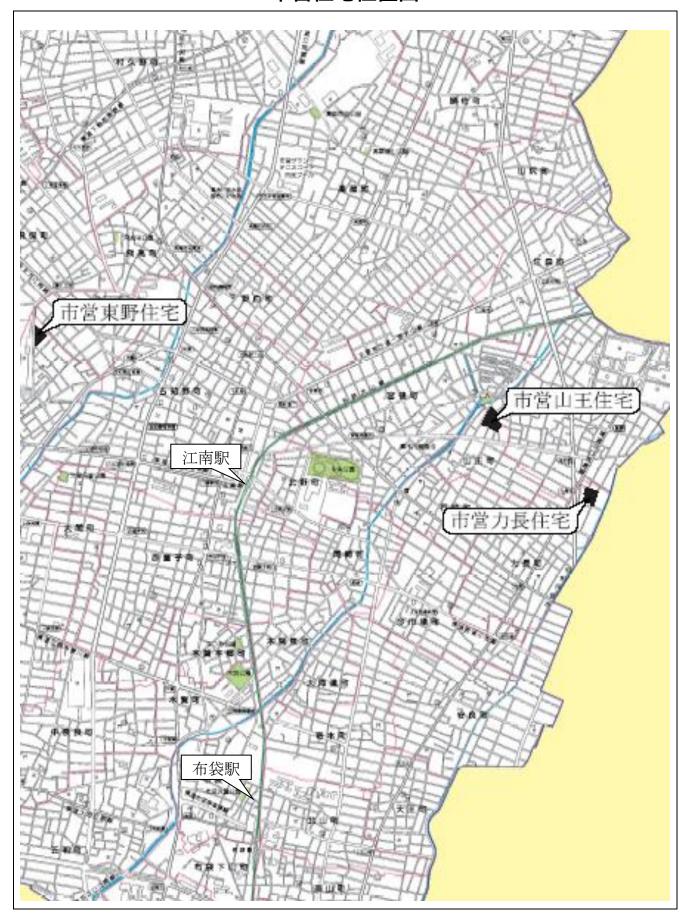
[市営住宅家賃の減免制度]

対象者	減 免 額
・生活保護世帯(生活保護法その他これに準ずる措置による住宅扶助の受給を受けている世帯) ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	家賃と住宅扶助料との 差額減額
所得月額 26,000円以下の世帯	5 0 %
所得月額 26,000円を超え52,000円以下の世帯	3 0 %
所得月額 52,000円を超え~78,000円 以下の減免の対象世帯 ・母子世帯 ・父子世帯 ・高齢者世帯 ・心身障害者世帯 ・原爆被爆世帯	10%

● 減免の対象世帯

母 子 世 帯	配偶者のない女子であって現に 20 歳未満の子を扶養している世帯
	(同居者のうちに 20 歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業につい
	ている方がいる世帯は除く)
父 子 世 帯	配偶者のない男子であって現に 20 歳未満の子を扶養している世帯
	(同居者のうちに 20 歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業につい
	ている方がいる世帯は除く)
高齢者世帯	65 歳以上の高齢者の世帯(家族は、その配偶者、18 歳未満又は、56
	歳以上の方だけとします)又は 65 歳以上の単身者
心身障害者世帯	同居者に中度以上の知的障害、4級以上の障害がある身体障害者、又
	は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる
	世帯
原爆被爆者世帯	同居者に被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生労働大臣の認定を受け
	た方が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条
	に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯

市営住宅位置図



お申込み・お問い合わせは、

江南市都市整備部建築課まで 〒 483-8701 江南市赤童子町大堀90番地 TEL 0587-54-1111(代表・内線488) 0587-50-0286(直通)